# 確定申告のお知らせ

問越谷税務署☎965＝8111（自動音声案内）

## 確定申告書は自宅で作成し郵送・インターネットで提出できます

例年、確定申告会場は大変混雑するため、来場してから手続きが終了するまで、平均90分程度（最大180分以上）を要しています。申告は国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナー（http://www.keisan.nta.go.jp/）で作成し、郵送やインターネット（e-Tax）で提出することができます。

作成コーナー等の操作についての詳細は、e-Tax・作成コーナーヘルプデスク（☎0570＝01＝5901。土曜・日曜日、祝日を除く）にお問い合わせください。

＊e-Taxでの提出は専用の機器が必要です

## イオンレイクタウンに確定申告会場を開設

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設します。

**〈会場〉** イオンレイクタウンkaze（かぜ）3階イオンホール

**〈期間〉** 2月16日㈮～3月15日㈭（土曜・日曜日を除く。2月18日㈰・25日㈰は開場）

＊日曜日は大変混雑しますので平日の来場をお勧めします

**〈受け付け時間〉** 午前9時～午後4時（混雑状況によって、受け付けを早めに終了する場合があります。また、申告書の作成には時間を要するので、早めにお越しください）

＊申告会場設置期間中は、越谷税務署庁舎では申告相談を行っていません

**●医療費控除に関する明細書の提出義務化について**

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。なお、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要で、税務署から記入内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存してください。

＊おむつ使用証明書や在宅介護費用証明書など、医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書は提出が必要です

＊平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付や提示による申告もできます

**●公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について**

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

＊所得税の確定申告が不要の場合でも、住民税の申告が必要な場合があります

＊所得税の還付を受ける場合や、純損失や雑損失の繰越控除などの適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です

＊平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、確定申告不要制度の対象外です

## 税のお知らせ

**◆休日納税窓口を開きます**

時1月21日㈰・2月4日㈰、午前9時～午後3時　場問収納課（第二庁舎3階）☎963＝9142

**◆平成30年度の市・県民税の申告出張受け付け**

必要書類など詳しくは広報こしがやお知らせ版2月号でお知らせします。

時場左表のとおり　対市・県民税の申告が必要な方

**出張受付　日程表**

| 日程 | 特設会場 |
|---|---|
| 2月1日(木) | 南越谷地区センター・出羽地区センター |
| 2月2日(金) | 新方地区センター・川柳地区センター |
| 2月5日(月) | 増林地区センター・大沢地区センター |
| 2月6日(火) | 蒲生地区センター |
| 2月7日(水) | 荻島地区センター |
| 2月8日(木)・9日(金) | 北部市民会館 |
| 2月13日(火) | 大相模地区センター・北越谷地区センター |
| 2月14日(水) | 桜井地区センター |

＊時間はいずれも午前9時～午後3時30分
＊施設の安全管理上、午前8時30分より前のご来場はご遠慮ください

＊市役所での受け付けは2月16日㈮以降です

＊所得税の還付または納税が必要な方は、e-Taxや越谷税務署主催の会場で確定申告を行ってください

問市民税課☎963＝9144・9145

**◆納税通知書をお送りします**

内平成29年度分の市・県民税について、申告等により年税額に変更のあった方、新たに課税された方や退職等により納付方法が変更された方に通知書と納付書（口座振替の方には通知書のみ）を1月5日㈮に発送します。新たにお送りする納付書でお納めください　問市民税課☎963＝9144・9145

## 税の無料相談会

いずれも対次の①～③のいずれかに該当する方。①年金を受給している　②医療費控除を受ける　③年の中途で退職し年末調整が済んでいない。年金収入または給与収入以外の収入のある方や、雑損控除または住宅借入金等特別控除（初年度）の相談は行いません

**●税理士事務所等の相談会**

時2月1日㈭～15日㈭、午前9時30分～正午、午後1時～4時　場最寄りの税理士事務所（2月6日㈫、午後は中央市民会館）　内少額な申告相談と申告書の作成　申事前に電話で申し込み

**●所得税還付申告相談会**

時場▽2月7日㈬…中央市民会館　▽9日㈮…北部市民会館　▽14日㈬…桜井地区センター。いずれも午前9時30分～10時30分、午後1時～3時　申当日会場へ（人数制限あり）

問関東信越税理士会越谷支部☎962＝6131

## 介護サービス費用の自己負担分は医療費控除の対象となります

次の介護サービス費用の自己負担分は、医療費控除の対象になります。

**〈施設サービス〉**

▽介護老人保健施設と介護療養型医療施設の介護費、食費および居住費　▽介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設の介護費、食費および居住費の2分の1相当額

**〈居宅介護・介護予防サービス〉**

介護保険給付の自己負担額のうち、次の①または②に該当するもの

**①医療系サービス**…訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション（食費含む）、短期入所療養介護（食費・滞在費含む）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限る）、看護小規模多機能型居宅介護（前記の医療系サービスを含む組み合わせにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分は除く）に限る）

**②医療系サービスと併用の福祉系サービス**…訪問介護（生活援助中心型を除く）、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合と連携型事業所に限る）、看護小規模多機能型居宅介護（前記の医療系サービスを含まない組み合わせにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分は除く）に限る）、地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く）、地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）

右記以外の居宅サービスは医療費控除の対象外です。高額介護サービス費、居宅介護サービス利用者負担軽減制度等による支給を受けた場合はこれを差し引いた金額が対象になります。

**●おむつ使用証明書の発行**

おむつ代の医療費控除を受ける方のうち、要介護認定を受けて一定の要件に該当する方に、おむつ使用証明書を発行します。手数料は200円です。初めて控除申請する方は医療機関が発行します。

**●所得税・地方税の障害者控除対象者認定書の発行**

65歳以上で要介護認定を受け、寝たきり状態等一定の要件に該当する方は、障害者控除の対象になります。介護保険課へご申請ください（無料）。

問介護保険課（第二庁舎1階）963＝9169

**平成29年度市・県民税の第4期、国民健康保険税の第8期納期限は1月31日㈬です**

## 広告掲載を行う事業者を募集します

**◆雑誌スポンサー**

市立図書館と市内各図書室（北部・南部・中央図書室）の新刊雑誌のカバーや書架扉に広告を掲載する、雑誌スポンサーを募集します。

**〈対象〉** 企業、商店、団体など

**〈申込み〉** 申込書に広告案、企業等の概要が分かるものを添えて、直接市立図書館へ。申込書は市立図書館で配布するほか、市立図書館ホームページから印刷できます

問市立図書館☎965＝2655（月曜日休館）

雑誌カバーの上などに広告を掲載できます

**◆市ホームページバナー広告掲載業務を行う事業者**

4月1日～平成31年3月31日に市ホームページに掲載するバナー広告について、一括で広告掲載業務を行う事業者を募集します。事業者は一般競争入札で決定します。

**〈申込み〉** 1月25日㈭までに、申込書を直接広報広聴課へ。申込書と入札参加要領は、広報広聴課で配布するほか、市ホームページから印刷できます

問広報広聴課☎963＝9117（本庁舎2階）